

第七十一回  
貴族院

軍機保護法改正法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

軍機保護法改正法律案  
兵役法中改正法律案

委員氏名

委員長 伯爵溝口 直亮君

副委員長

男爵淺田 良逸君

公爵鷹司 信輔君

公爵島津 忠承君

子爵立花 種忠君

子爵谷 儀一君

子爵井上 勝純君

織田 萬君

三井清一郎君

内田 重成君

男爵渡邊

汀君

男爵園田 武彦君

丸山 鶴吉君

大塚 惟精君

松本 真平君

光永 星郎君

金成 通君

水野甚次郎君

○委員長(伯爵溝口直亮君) ソレデハ是ヨ  
時十七分開會  
昭和十二年七月二十九日(木曜日)午前十

リ委員會ヲ開催致シマス、本議案兩案共  
前議會ニ提出サレマシタ通リデ、委員ノ大  
部分ハ前議會ト同ジ御方ガ御出ニナッテイ  
ラッシャイマス、政府ノ説明ハ略シタイト存  
ジマスガ御差支ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵溝口直亮君) デハ其ノ通り  
ニ致シマス、直チニ質疑ニ入リマス、御質  
疑ノ方ハドウゾ……

○内田重成君 丁度陸軍ノ政府委員御出席  
ニナッテ居リマスカラ、私ハ本案ノ内容ノ  
問題デハアリマセヌガ、本案ト關係アル他  
ノ法規ニ付テ先づ伺ヒタイト考ヘマス、御  
承知ノ戒嚴令トハ相當重大ナ關係ヲ有ツテ  
居リマス、デ此ノ戒嚴ニ關スル法規ハ明治  
十八年ノ太政官布告デ出來テ居リマシテ、  
其ノ後多少ノ修正ハアッタノデアリマスル  
ガ、今以テ頗ル古色蒼然タル法律ガ其ノ儘  
ニ相成ツテ居リマス、殆ド最古ノ法律ト申  
シテ宜シノデアリマス、此ノ戒嚴令ノ改  
正ト云フコトニ付テハ從來屢考究ヲサレ  
タヤウデアリマスルガ、其ノ關係スル處ガ  
頗ル廣汎デアル爲ニ、未ダ其ノ儘ニ相成ツテ  
居ツテ、今日其ノ戒嚴令ノ適用ト云フ段ニナ

リマスルト、頗ル其ノ解釋等ニ付キマシテ  
ハ迷フ點方多數ニアルヤウニ考ヘルノデア  
リマス、此ノ軍機保護法モ隨分古イ法律デ  
アツテ、長イ間此ノ改正ト云フコトニ付キ  
マシテハ考究モサレテ居リマシタガ、漸ク  
ニシテ此ノ法案ガ提出サル、ヤウニ相成リ  
マシタ、既ニ其ノ遲キヲ遺憾トスルノデア  
リマスルガ、是ト併セテ重要ナ關係ヲ有ツ  
今ノ戒嚴令及軍ノ刑法等ニ付キマシテモ、  
相當睨合セラ爲サネバナラヌ點ガアルデア  
ラウト思フノデアリマス、軍刑法ニ付キマ  
シテモ普通刑法ト相竝ンデ當時改正ニ著手  
サレテ居ルト云フコトヲ承ツテ居ル、デ其ノ  
改正著手後既ニ十年以上ニ相成ルグラウト  
思フノデアリマス、今以テ普通刑法トノ睨  
合ヒ上ノ關係カラ其ノ儘ニ相成ツテ居ツテ完  
成ニ至ラナイヤウデアリマスガ、先づ此ノ  
戒嚴令ニ付キマシテ政府ハ此ノ改正ニ著手  
シテアリヤナシヤ、又陸軍ニ於キマシテノ軍  
事刑法ノ改正ニ關スル調査ノ進展ノ程度ガ  
如何ナル程度ニ相成ツテ居リマスルカ、先づ  
此ノ二點ヲ最初ニ伺ヒタイト考ヘマス

○國務大臣(杉山元君) 只今ノ御尋ニ對シ  
マシテ御答ヘ申上ゲマス、戒嚴令ニ付キマ  
シテハ慎重ニ研究ヲ致シテ居リマス、是ハ  
ノ大震災ノ時ニモ此ノ戒嚴令ヲ用ヒテ居リ  
マス、又昨年ノ二月二十六日事件ノ時ニモ  
既ニ戒嚴令ヲ用ヒマシタコトガ大正十二年  
ノ震災時ニモ此ノ戒嚴令ヲ用ヒテ居リ  
マシテ之ヲ改正ヲスルト云フコトニ付キ  
ミマシテハ目下研究ヲ致シテ居ルノデアリマス、尙  
戒嚴令ガ布カレマシタ、是等ノ實驗等ニ鑑  
リマスルガ、是ト併セテ重要ナ關係ヲ有ツ  
今ノ戒嚴令及軍ノ刑法等ニ付キマシテモ、  
相當睨合セラ爲サネバナラヌ點ガアルデア  
ラウト思フノデアリマス、軍刑法ニ付キマ  
シテモ普通刑法ト相竝ンデ當時改正ニ著手  
サレテ居ルト云フコトヲ承ツテ居ル、デ其ノ  
改正著手後既ニ十年以上ニ相成ルグラウト  
思フノデアリマス、今以テ普通刑法トノ睨  
合ヒ上ノ關係カラ其ノ儘ニ相成ツテ居ツテ完  
成ニ至ラナイヤウデアリマスガ、先づ此ノ  
戒嚴令ニ付キマシテ政府ハ此ノ改正ニ著手  
シテアリヤナシヤ、又陸軍ニ於キマシテノ軍  
事刑法ノ改正ニ關スル調査ノ進展ノ程度ガ  
如何ナル程度ニ相成ツテ居リマスルカ、先づ  
此ノ二點ヲ最初ニ伺ヒタイト考ヘマス

○國務大臣(杉山元君) 只今ノ御尋ニ對シ  
マシテ御答ヘ申上ゲマス、戒嚴令ニ付キマ  
シテハ慎重ニ研究ヲ致シテ居リマス、是ハ  
ノ大震災ノ時ニモ此ノ戒嚴令ヲ用ヒテ居リ  
マシテ之ヲ改正ヲスルト云フコトニ付キ  
ミマシテハ目下研究ヲ致シテ居ルノデアリマス、尙  
戒嚴令ガ布カレマシタ、是等ノ實驗等ニ鑑  
リマスルガ、是ト併セテ重要ナ關係ヲ有ツ  
今ノ戒嚴令及軍ノ刑法等ニ付キマシテモ、  
相當睨合セラ爲サネバナラヌ點ガアルデア  
ラウト思フノデアリマス、軍刑法ニ付キマ  
シテモ普通刑法ト相竝ンデ當時改正ニ著手  
サレテ居ルト云フコトヲ承ツテ居ル、デ其ノ  
改正著手後既ニ十年以上ニ相成ルグラウト  
思フノデアリマス、今以テ普通刑法トノ睨  
合ヒ上ノ關係カラ其ノ儘ニ相成ツテ居ツテ完  
成ニ至ラナイヤウデアリマスガ、先づ此ノ  
戒嚴令ニ付キマシテ政府ハ此ノ改正ニ著手  
シテアリヤナシヤ、又陸軍ニ於キマシテノ軍  
事刑法ノ改正ニ關スル調査ノ進展ノ程度ガ  
如何ナル程度ニ相成ツテ居リマスルカ、先づ  
此ノ二點ヲ最初ニ伺ヒタイト考ヘマス

保護法案ガ議院ニ提出セラレマシテ、當時衆議院ニ於テ審議未了ニ終ツテ居リマス、私ハ此ノ廣キ意味ノ取締法規ガ成立スルニ非ズンバ間諜、所謂「スペイ」ニ對スル取締ハ甚ダ完全ナラザルモノデアルト豫テ思ツテ居ツタノデアリマス、其ノ廣キ意味ニ於ケル國家祕密ノ保護ニ付テノ法規ガ衆議院ニ於ケル審議未了ノ儘デ、其ノ後御提案ニ相成ラナイヤウデアリマスルガ、純軍事ノ保護ト同時ニ、廣キ意味ノ國家祕密ノ保護ニ關スル法規ヲ完成スルニ非ザレバ、今日ノ戰爭狀態ニ於キマシテハ、祕密ノ保護ハ不十分デアルト云フコトハ、是ハ極メテ明瞭ナコトデアラウト思フノデアリマス、ニモ拘ラズ曩ニ即チ十一年ニ御提案テ此ノ問題ガ御提案ニ相成リマセヌ其ノ理由ヲ承リタイト存ジマス。

○國務大臣(杉山元君) 只今ノ御意見ハ御尤ノコトデアリマシテ、今日ノ戰争ハ單ニ武力ダゲデアリマセズニ、國ノ全資力ヲ擧ゲテ戰争ニ從事ヲシナケレバナリマセヌ現状ニ於キマシテ、廣キ意味ニ於テ、廣キ國防上ノ祕密ヲ保持スルト云フコトハ御意見ノ通リデアリマス、又斯クノ如キ情勢ガアリマスルノデ、各國共謀報機關ヲ擴充致シマシ

テ、國力ヲ調査スルト云フコトニ付テ、非常ニ努力ヲ致シテ居ルノデアリマシテ、斯ウ云フ見地カラ申シマシテ、廣キ國防上ノ見地ヨリ祕密ヲ取締ラスルト云フコトノ必要ヲ十分ニ感ジテ居ルノデアリマシテ、曩ニ十一年ニ提案ヲ致シタノデアリマスルガ、其ノ後更ニ研究ヲ續ケテ居ルノデアリマスルガ、何分ニモ其ノ及ビマスル範圍ガ廣イノデアリマシテ、未ダ今議會ニ提出スル運ビニ至ラナカッタノデアリマスルガ、成ルベク速カニ此ノ點ニ付キマシテハ御意見ノ如ク防諜ニ付キマシテ提案ヲ致シタイト存ジテ居リマス

○内田重成君 先程私ガ軍刑法ノ改正等ニ付テ承リマシタノモ、是等廣キ意味ノ祕密保持ニ關スル規定ガ軍事刑法等ノ中ニモ加ルベキモノデナカラウカ、ト云フヤウナ諸種ノ關係ガアリマスルノデ承リマシタノデアリマス、次ニ私ハ只今御示シラ受ケマシタ此ノ陸海軍ノ省令案、此ノ省令案ニ依リマス、又ソレガ自ラ國民ノ一般ニ此ノ軍機祕密ニ付テノ要點ヲ承知ラシ、併セテ防諜知識ノ養成、防諜協力ノ要求ニモ叶フ義デアルト思フノデアリマス、單ニ官報ニ省令ヲ一度掲載シタダケデ以テ足レリストルト云フコトハ、折角斯クノ如ク御用意ニ相成リナガラ是ハ畢竟不深切ニ終ル譯デハナカラウカ、單ニ執法者ノ便宜ニ過ギナイコトニ相成ルデハナカラウカト感ズル譯デアリマスカ、單ニ執法者ノ便宜ニ過ギナイコトニ相成ルト云フコトノ標識ヲ何カナサル、モノデアルカ、ソレカラ此ノ省令ハ軍機保護法ノ御取扱ニ相成ル御趣旨ガアリヤナシヤト云フコトヲ承ツテ置キタイト思フノデアリマス

第一條ノ内容ヲ大體ニ於テ示サレタルモノ

ト考ヘマスガ、之ニ依ツテ全部ガ極メテ明瞭ニナツタモノトハ私考ヘテ居ラヌノデアリマス、唯此ノ位ノ程度デ現スヨリ外ニハ、已ムヲ得ナイモノデアルト云フ位ニシカ考要ヲ十分ニ感ジテ居ルノデアリマシテ、曩ニ十一年ニ提案ヲ致シタノデアリマスルガ、只今御研究サレタルモノヨリカ、大體ノ標準ヲ國ヘテ居ラヌノデアリマスルガ、併シ是ガアルト云フコトハ、從來ノ如キ茫漠タル文字ノ如ク防諜ニ付キマシテ提案ヲ致シタイト存ジテ居リマス

○内田重成君 先程私ガ軍刑法ノ改正等ニ付テ承リマシタノモ、是等廣キ意味ノ祕密保持ニ關スル規定ガ軍事刑法等ノ中ニモ加ルベキモノデナカラウカ、ト云フヤウナ諸種ノ關係ガアリマスルノデ承リマシタノデアリマス、次ニ私ハ只今御示シラ受ケマシタ此ノ陸海軍ノ省令案、此ノ省令案ニ依リマス、又ソレガ自ラ國民ノ一般ニ此ノ軍機祕密ニ付テノ要點ヲ承知ラシ、併セテ防諜知識ノ養成、防諜協力ノ要求ニモ叶フ義デアルト思フノデアリマス、單ニ官報ニ省令ヲ一度掲載シタダケデ以テ足レリストルト云フコトハ、折角斯クノ如ク御用意ニ相成リナガラ是ハ畢竟不深切ニ終ル譯デハナカラウカ、單ニ執法者ノ便宜ニ過ギナイコトニ相成ルデハナカラウカト感ズル譯デアリマスカ、單ニ執法者ノ便宜ニ過ギナイコトニ相成ルト云フコトノ標識ヲ何カナサル、モノデアルカ、ソレカラ此ノ省令ハ軍機保護法ノ御取扱ニ相成ル御趣旨ガアリヤナシヤト云フコトヲ承ツテ置キタイト思フノデアリマス

○國務大臣(杉山元君) 御尤ノ御尋ト存ズルノデアリマスルガ、此ノ別表ニ示シテアリマスルノハ省令デ押ヘマスル圖書物件ノ種類範圍ヲ示シタモノデアリマシテ、其ノ内容ハ具體的ニ互ツテ居ルノデ、一々此處ニ書上げテナインオデゴザイマスルガ、只今御尋ノ要點デアリマスル單ニ省令ノミヲ以テ満足ラシテ居ルト云フヤウナコトデハ徹底適當ナルコトト考ヘルノデアリマス、併シルベク速カニ此ノ點ニ付キマシテハ御意見ノ如ク防諜ニ付キマシテ提案ヲ致シタイト存ジテ居リマス

○内田重成君 先程私ガ軍刑法ノ改正等ニ付テ承リマシタノモ、是等廣キ意味ノ祕密保持ニ關スル規定ガ軍事刑法等ノ中ニモ加ルベキモノデナカラウカ、ト云フヤウナ諸種ノ關係ガアリマスルノデ承リマシタノデアリマス、次ニ私ハ只今御示シラ受ケマシタ此ノ陸海軍ノ省令案、此ノ省令案ニ依リマス、又ソレガ自ラ國民ノ一般ニ此ノ軍機祕密ニ付テノ要點ヲ承知ラシ、併セテ防諜知識ノ養成、防諜協力ノ要求ニモ叶フ義デアルト思フノデアリマス、單ニ官報ニ省令ヲ一度掲載シタダケデ以テ足レリストルト云フコトハ、折角斯クノ如ク御用意ニ相成リナガラ是ハ畢竟不深切ニ終ル譯デハナカラウカ、單ニ執法者ノ便宜ニ過ギナイコトニ相成ルデハナカラウカト感ズル譯デアリマスカ、單ニ執法者ノ便宜ニ過ギナイコトニ相成ルト云フコトノ標識ヲ何カナサル、モノデアルカ、ソレカラ此ノ省令ハ軍機保護法ノ御取扱ニ相成ル御趣旨ガアリヤナシヤト云フコトヲ承ツテ置キタイト思フノデアリマス

○國務大臣(杉山元君) ソレニ付キマシテハ標識ヲ付ケルヤウニナツテ居リマス、圖書ニモ物件ニモソレバ、軍事機密ニ屬スルト云フ事柄ヲ明カニスル標識ヲ付ケマシテ、誰ガ見テモ分ルヤウニ致スコトニ考ヘテ居リマス、斯ク致シマスル上ニ、省令ヲ以テ

之ヲ公布ラシ、新聞、雑誌、「ラヂオ」等ヲ

以テ普ク徹底ヲ致サセタイト存ズルノデア

リマス

○内田重成君 モウ一點伺ヒタイノデゴザ

イマス、是ハ筆記ヲオ取り下サッテモ宜シ

ウゴザイマスガ、防諜ニ關シマスル經費ト

云フモノハ是ガ外國ノ例等ヲ見マスレバ

相當多額ニ使ッテ居ルヤウデアリマス、我ガ

國ニ於キマシテモ所謂「スパイ」等ニ對シマ

スル探偵其ノ他ノ防諜ノ經費デアリマスガ、

是ガ若シ不十分デアリマシタラ目的ハ達セ

ラレナイ、デ此ノ經費ハ單リ陸軍バカリデ

ナク、又海軍バカリデナク、其ノ他内務ニ

モ多大ナル關係ヲ持ツノデアリマス、一般

警察費ノ中、憲兵費ノ中ニモ入ッテ居ルノ

デアラウト考ヘマスルガ、凡ソ區分ヲシテ、

防諜ニ關スル經費トシテ、各省ノ分ヲ合

セテドノ位ノ經費ガ使ハレテ居ルノデアル

カト云フコトニ付キマシテ伺フコトガ出來

○國務大臣(杉山元君) 只今ノ御尋ノ防諜

ニ付キマシテハ、單ニ陸軍ノ憲兵ダケデナク、  
彼等其ノ他之ニ關係ヲ持ッテ居ル諸官廳  
ニ付キマシテ防諜ニ努力ヲ致シテ居ルノデア  
テ、相當ノ金額ヲ之ニ充當シテ居ルノデア  
リマス、併シナガラ現下ノ情勢カラ考ヘマ  
スルト、殊ニ……速記ヲ止メテ戴キタイ

○委員長(伯爵溝口直亮君) 速記ヲ止メテ

〔速記中止〕

○委員長(伯爵溝口直亮君) 速記ヲ始メ

テ……

○内田重成君 是ハ政府委員カラ御答ヲ受

ケマシテ結構デゴザイマス、問題ハチト細

カウゴザイマス、現行法デハ軍事上ノ祕密

タルコトヲ知ッテ云フ文字ガアリマシタ

ガ、之ヲ態々削ラレタノデアリマス、アレハ

現行ノ軍機保護法ヲ作リマス時ニモ相當刑

法トノ睨ミ合ノコトハ研究ノ上ニアノ文字

ヲ加ヘタノデアルト云フコトヲ承ッテ居ル

ノデアリマス、私モサウデアルト思フ、單

ニ故意ト云フダケノ文字デハ刑法ノ關係デ

ハイケナカツタノデアリマス、アノ軍事上ノ

祕密タルコトヲ知ルト云フ文字ガ大切ナ文

字ノヤウニ從來解釋ラシテ居ツタノデアリ

マス、デ此ノ點ニ付キマシテ前ノ委員會等

ノ速記錄等ヲ調べテ見マスルト、ドウモ

至リマシタ理由、ア、云フ文字ガ現行法ニ

ハツキリシテ居リマセヌガ、一應唯簡單デ宜

シウゴザイマス、アレデアノ文字ヲ削ルニ

ウト考ヘタト私ハ存ジテ居リマス、唯法ノ

記セズトモ、大體之デ以テ目的ヲ達シ得ヨ

シマシテ舊法ノヤウニ故意ト云フコトヲ明

テ具體的ニ列舉シテ居リマスルノデ、旁々致

アリ得ヨウカトモ存ジマス、殊ニ省令ニ於

民衆ノ利害ニモ餘程重大ナ關係ヲ持ッテ居

ノデアリマス、私モサウデアルト思フ、單

ニ故意ト云フダケノ文字デハ刑法ノ關係デ

ハイケナカツタノデアリマス、アノ軍事上ノ

祕密タルコトヲ知ルト云フ文字ガ大切ナ文

字ノヤウニ從來解釋ラシテ居ツタノデアリ

ス、一應其ノ經過ヲ一ツ承リタイ

テハ、相當矢張リ研究サレタコトト思ヒマ

ガ他ノ委員會デ差支ヘガゴザイマスノデ、私

カラ御說明申上ゲマス、現在ノ軍機保護法

ノ制定サレマシタ當時ハ、舊刑法ガ行ハレ

テ居ツタノデアリマスガ、現在ノ刑法ニ於キ

マシテハ、總則デ故意ノナイモノハ罰シナ

イ、特ニ故意ガナイ場合デモ罰スルト云フ

特別ナ規定ノアル場合ニ限ッテ、故意ノナイ

場合ヲ罰スルンダト云フコトガ總則デ定メ

ラレテ居リマスノデ、現行刑法ノ下ニ於キ

マシテ各特別法ガ制定サレマス時ニハ、

必ズ手段ノ規定ガナケレバ刑法總則ニ

依ッテ故意ノアル時ダケラ罰シテ故意ガナ

ケレバ罰シナイト云フ建前ニナッテ居リマ

スノデ、現行刑法ノ下ニ於テ軍機保護法ガ

改正セラレマス今日ニ於テハ、矢張リ刑法

ノ總則ニ則ッテ、特ニ罪ヲ犯ス意思ガアッテ

ヤルト云フコトヲ明示シナクトモ、軍事上

ノ祕密タルコトヲ知ッタノデアリマス、外ノ特別法

スルノダト云フ趣旨ガ當然分ルデアラウト

云フヤウナ解釋ノ下ニ、古イ形ノ知リテト

云フ言葉ヲ削ッタノデアリマス、外ノ特別法

ニ於キマシテモ、特ニ何々ヲ知リテト云フ

コトヲ、特ニ書カナクトモ、解釋運用トシ

テハ故意犯ダケヲ罰スルト云フ風ニ一般ニ

解釋適用サレテ居リマス、其ノ點ハ現行軍

○説明員(佐藤藤佐君) 司法省ノ政府委員

ガ他ノ委員會デ差支ヘガゴザイマスノデ、私

カラ御說明申上ゲマス、現在ノ軍機保護法

ノ制定サレマシタ當時ハ、舊刑法ガ行ハレ

テ居ツタノデアリマスガ、現在ノ刑法ニ於キ

マシテハ、總則デ故意ノナイモノハ罰シナ

イ、特ニ故意ガナイ場合デモ罰スルト云フ

特別ナ規定ノアル場合ニ限ッテ、故意ノナイ

場合ヲ罰スルンダト云フコトガ總則デ定メ

ラレテ居リマスノデ、現行刑法ノ下ニ於キ

マシテ各特別法ガ制定サレマス時ニハ、

必ズ手段ノ規定ガナケレバ刑法總則ニ

依ッテ故意ノアル時ダケラ罰シテ故意ガナ

ケレバ罰シナイト云フ建前ニナッテ居リマ

スノデ、現行刑法ノ下ニ於テ軍機保護法ガ

改正セラレマス今日ニ於テハ、矢張リ刑法

ノ總則ニ則ッテ、特ニ罪ヲ犯ス意思ガアッテ

ヤルト云フコトヲ明示シナクトモ、軍事上

ノ祕密タルコトヲ知ッタノデアリマス、外ノ特別法

スルノダト云フ趣旨ガ當然分ルデアラウト

云フヤウナ解釋ノ下ニ、古イ形ノ知リテト

云フ言葉ヲ削ッタノデアリマス、外ノ特別法

ニ於キマシテモ、特ニ何々ヲ知リテト云フ

コトヲ、特ニ書カナクトモ、解釋運用トシ

テハ故意犯ダケヲ罰スルト云フ風ニ一般ニ

解釋適用サレテ居リマス、其ノ點ハ現行軍



軍ノ兩大臣ガ祕密ノ事項ダト定メタコトニ依ッテ、軍ノ祕密ニナルノデハゴザイマセヌノデ、性質上祕密ニ屬スルモノデアルノデアリマス、之ヲ少シク法律的ノ言葉デ申上ゲマスト、所謂總説的ノモノデナクシテ本來祕密デアルモノヲ、此處ニ列舉シタト云フコトニ過ギナイノデアリマシテ、事柄ガ陸海軍大臣ガ勝手氣儘ニ定メタラ總テ祕密ニナルト云フ意味デハナイノデアリマス、其ノ根柢ガ矢張リ軍事上ノ祕密ト云フコトニ限フレテ居ルノデアリマシテ、統帥事項ニ密接ナル關係ヲ有スル事柄トシテ、此處ニ別表ニ差上ゲテアル通リニ限ラレテアルノデアリマシテ、省令デアルカラ自由ニ陸海軍大臣ニ於テ、之ヲ定メルト云フ意味デハ絶對ゴザイマセヌ、ソレヲ一ツ諒解シテ第一戴キマシテ、ソレカラ其ノ次ヲ中上ゲタラバ御諒解ニ御便宜カト思ヒマス、軍事上ノ祕密ハ統帥上ノ要求カラ定ルモノデアリマシテ、軍獨自ノ見地ニ於テ其ノ種類範圍ヲ定ムルコトガ先づ適當デアルト存ジマス、且必要デアルト存ジマス、之ヲ法律若シクハ勅令ヲ以テ定ムルコトニ致シマスルト、ソコデ統帥ノ内容ニ關係ヲ持ッテ参リマシテ……立至ルコトニナルト存ジマシテ、且軍事上ノ祕密ハ新タニ今申上ゲマシタヤ

ウニ定メルベキモノデナクシテ、祕密デアルカラ之ヲ公示スルニ止ルモノデアリマス、法律又ハ勅令ニ依ッテ之ヲ決メマスルト云フトドウモソレドヘノ手續ガゴザイマシテ、統帥ノ事項ニ關シマスルカラ非常ニ平戰兩時ニ亘ツテ咄嗟ノ間ニ事ヲ決メナケレバナラヌ事柄モアルコトハ大體御諒解ヲ戴キタイト存ジマス、サウ云フヤウナ事情デアリマスルカラ第一條ノ第二項ニ於テ省令ヲ以テ定メルト致シタノハ實際上ノ必要カラ生ジタノデゴザイマシテ一般立法ノ理論、技術上ノ理論カラ申上げマスルヨリモ本法制定ノ理由ガ軍ノ祕密ヲ保護スルト云フ又特殊ノ理由ノアルコトヲ諒解シテ戴キタイノデアリマス、斯様ナ次第デゴザイマシテ此ノ軍事上ノ祕密ヲ、爲シ得レバ……

第一戴キマシテ、ソレカラ其ノ次ヲ中上ゲタラバ御諒解ニ御便宜カト思ヒマス、軍事上ノ祕密ハ統帥上ノ要求カラ定ルモノデアリマシテ、軍獨自ノ見地ニ於テ其ノ種類範圍ヲ定ムルコトガ先づ適當デアルト存ジマス、且必要デアルト存ジマス、之ヲ法律若シクハ勅令ヲ以テ定ムルコトニ致シマスルト、ソコデ統帥ノ内容ニ關係ヲ持ッテ参リマシテ……立至ルコトニナルト存ジマシテ、且軍事上ノ祕密ハ新タニ今申上ゲマシタヤ

○織田萬君 重ネテ伺ヒマスガ、私モ第一條第二項ニ依ル委任命令ニ依ッテ軍事上ノ機密ガ決ルト云フヤウナコトハ考ヘテ居ニ規定致シマスル場合ニハ御質問ノ御趣旨ノ中ニハナカツタヤウデアリマスケレドモ、

當然ニ其ノ内容ニ立入リマスルシ、勅令デアルマスルト法律ノ如ク立入ラヌヤウデモアリマスルケレドモ、又咄嗟ノ間ニ臨機ノ處置ヲ要シ、或ハ又軍ノ機密ヲ特ニ極祕トシテ取扱フ場合ニモ或ハ如何デアラウト存キマシテハ軍ノ機密デアルカラ、或ハ祕密デアルカラト致シマシテ陸海軍兩省、或ハ其ノ他統帥部ニ居リマス者モ其ノ事柄ヲ全部ノ者ガ能ク承知致シテ居ルト云フ一マシテ机ヲ列ベテ居リマシテモ實ハ之ヲ承知シナイヤウナ事柄モアリ得ルノデアリマシテ、ソレガ祕密ヲ保護シ、サウシテ迅速ヲ尊ビ咄嗟ノ間ニ起リマシタ事柄ヲ處置スル上ニ於テ必要デアリマスル其ノ實際ヲ能ク御諒解ヲ願ヒタイノデアリマス、サウ云フ次第デアリマシテ是ハマア斯ウ云フ取扱ヲサセタノデアリマスカラドウゾ御諒解ヲ願ヒマス

○織田萬君 重ネテ伺ヒマスガ、私モ第一條第二項ニ依ル委任命令ニ依ッテ軍事上ノ機密ガ決ルト云フヤウナコトハ考ヘテ居ニ規定致シマスル場合ニハ御質問ノ御趣旨ノ中ニハナカツタヤウデアリマスケレドモ、

シテ陸海軍大臣ガ省令ヲ以テ定メルト云フ  
コトニシテ置ケバ少シモ不便ハナイ譯デア  
リマス、又省令ノ案ニ掲ゲラレテアルモノ  
ヲ見マシテモ、何等是ハ勅令ヲ以テ規定ス  
ルニ少シモ不都合ガナインミナラズ、寧口  
大體ノコトデアツテ、勅令ヲ以テ定ムルノ  
ガ當然ノコトデアルト私ハ考ヘル位デ、只  
今ノ政府委員ノ御説明ハ私ニハ甚ダ其ノ意  
ヲ得ナイゾデアリマスガ、併シ此處ニ私ハ  
討論ヲスル考ハゴザイマセヌ、從ツテ私ノ意  
見ニ對シテ政府委員ヨリ重ネテ御答辯ヲ願  
フ必要モナイゾデアリマス、唯私ノ考ダケ  
ヲ茲ニ述ベテ置キマス。

○政府委員(豐田副武君) チョット軍政ノ  
關係事項ニ付テノ陸海軍大臣ノ立場ニ付テ  
御理解ガナイゾデハナイカト云フ風ノ疑ガ  
起リマシタノデ申上げマス、現在陸海軍大  
臣ハ軍ノ統帥ニ關スル命令ヲ出シテ居リマ  
ス、ソレカラ統帥其ノモノデモ其ノ中ニ行  
政ノ實質ガ相當入ッタモノモザイゴマスガ、  
サウ云フモノハ陸海軍大臣ノ命令ヲ以テ部  
内ニ下達ヲ致シテ居ルヤウナ次第デアリマ  
シテ、此ノ點ハ陸海軍大臣ガ特殊ノ權限ヲ  
持ツテ居ルト云フコトハ内閣官制ノ第七條  
デゴザイマスカ、「軍機軍令ニ關スルモノ  
ハ」云々ト云フ規定ガゴザイマスゾデ、此ノ

陸海軍大臣ガ此ノ法律ニ附隨致シマシタ軍  
機ノ内容ヲ、軍事上ノ祕密ノ内容ヲ省令デ  
審議ニ付スベキ勅令デ出來ナイコトハナイ  
ト云フコトハ是ハ申セナイト存ジマスカラ、  
其ノ點ノ誤解ノナイヤウニ御願ヒ申上ゲマ  
ス。

○委員長(伯爵溝口直亮君) 他ニ御質問ゴ  
ザイマセヌカ、御質問ガナケレバ直チニ討議  
ニ入りリタイト存ジマスガ宜シウゴザイマスカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵溝口直亮君) 先ヅ別々ニ致  
シマシテ先ニ兵役法中改正法律案、本案ハ  
政府提出ノ原案ヲ其ノ儘可決シテ御異議ゴ  
ザイマセヌカ

○委員長(伯爵溝口直亮君) 先ヅ別々ニ致  
シマシテ先ニ兵役法中改正法律案、本案ハ  
政府提出ノ原案ヲ其ノ儘可決シテ御異議ゴ  
ザイマセヌカ

○委員長(伯爵溝口直亮君) ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵溝口直亮君) 其ノ御意見方  
出マシタ、是カラ決ヲ採リタイト思ヒマス  
○三井清一郎君 採決前ニ此ノ修正案ガ出  
マシタガ前回ニ於テ塚本君ガ修正案ヲ出シ  
マシタガ、其ノ修正案ガ少數デ否決ニナック  
場合ニ、軍機保護法全體ニ付テ全會一致ノ  
意味デ塚本君モ前ノ修正ヲ投ヶ棄テ、賛成  
ニナック、ドウゾ此ノ保護法ニ付テ是非委員  
會全會一致ヲ以テ御決議アラムコトヲ切望  
致シマス

○委員長(伯爵溝口直亮君) 只今織田君カ  
ラシテ修正意見ガ出マシタ、之ニ御賛成ノ  
方ノ起立ヲ求メマス

〔起立者少ヌ〕

○委員長(伯爵溝口直亮君) 少數ト認メマ  
ス、本案全部ヲ議題ト致シマシテ、本案ハ政  
府提出ノ通リデ御異議ゴザイマセヌカ

「勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト云フコトニ修正  
致シタイト思ヒマス、修正致シタイ動議ヲ  
リマス

陸海軍大臣ガ命令シ得ルナラバ他ノ大臣ノ  
ト云フコトハ是ハ申セナイト存ジマスカラ、  
其ノ點ノ誤解ノナイヤウニ御願ヒ申上ゲマ  
ス。

「勅令」サウ修正シタイト云フ御意見デゴザ  
リマスカ

○委員長(伯爵溝口直亮君) 只今織田君カ  
ラ修正意見ガ出マシタ、是ハ第一條第二項  
「陸軍大臣又ハ海軍大臣命令」ト云フ文字ヲ  
提出致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵溝口直亮君) 御異議ナイモ  
ノト認メマス、本案ハ原案通り可決致シマ  
ス、之ニテ本委員會ヲ閉デマス

出席者左ノ如シ

午前十一時十三分散會

委員長 伯爵溝口直亮君  
副委員長 男爵淺田良逸君  
委員  
公爵鷹司信輔君  
子爵立花種忠君  
子爵谷儀一君  
子爵井上勝純君  
織田萬君  
内田重成君  
男爵渡邊汀君  
男爵園田武彦君  
丸山鶴吉君  
大塚惟精君  
松本真平君  
光永星郎君  
金成通君  
水野甚次郎君  
元君

國務大臣

陸軍大臣 杉山元君

政府委員

陸軍政務次官 加藤久米四郎君

海軍中將 豊田 副武君

司法省刑事局長 松阪 廣政君

說明員

司法書記官 佐藤 藤佐君

昭和十二年七月二十九日印刷

昭和十二年七月三十日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局